

【 新 旧 対 照 表 】

第 2 火災報告 3 01表について

新（改正後）	旧（改正前）																																						
<p>(1) 出火場所、都道府県、市町村コード 建物火災、林野火災及びその他火災については、その火災の発生した場所、船舶火災、車両火災及び航空機火災については、その火災を主として防ぎよした場所の属する市区町村名を総務省設定の市区町村コードを用いて記入する。</p>	<p>(1) 出火場所、都道府県、市町村コード 建物火災、林野火災及びその他火災については、その火災の発生した場所、船舶火災、車両火災及び航空機火災については、その火災を主として防ぎよした場所の属する市区町村名を自治省設定の市区町村コードを用いて記入する。</p>																																						
<p>(33) 覚知方法 消防機関が火災を覚知した方法をいい、次表により、番号を記入する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">覚知方法区分</th> <th style="text-align: center;">覚知方法番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">火災報知機</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>火災報知専用電話(加入電話から)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>火災報知専用電話(携帯電話から)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>加入電話(加入電話から)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>加入電話(携帯電話から)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警察電話</td> <td style="text-align: center;"><u>6</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">駆け付け通報</td> <td style="text-align: center;"><u>7</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事後聞知</td> <td style="text-align: center;"><u>8</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> </tbody> </table>	覚知方法区分	覚知方法番号	火災報知機	1	<u>火災報知専用電話(加入電話から)</u>	<u>2</u>	<u>火災報知専用電話(携帯電話から)</u>	<u>3</u>	<u>加入電話(加入電話から)</u>	<u>4</u>	<u>加入電話(携帯電話から)</u>	<u>5</u>	警察電話	<u>6</u>	駆け付け通報	<u>7</u>	事後聞知	<u>8</u>	その他	9	<p>(33) 覚知方法 消防機関が火災を覚知した方法をいい、次表により、番号を記入する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">覚知方法区分</th> <th style="text-align: center;">覚知方法番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">火災報知機</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">火災報知専用電話</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">加入電話</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警察電話</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">望楼</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">駆け付け通報</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事後聞知</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> </tbody> </table>	覚知方法区分	覚知方法番号	火災報知機	1	火災報知専用電話	2	加入電話	3	警察電話	4	望楼	5	駆け付け通報	6	事後聞知	7	その他	9
覚知方法区分	覚知方法番号																																						
火災報知機	1																																						
<u>火災報知専用電話(加入電話から)</u>	<u>2</u>																																						
<u>火災報知専用電話(携帯電話から)</u>	<u>3</u>																																						
<u>加入電話(加入電話から)</u>	<u>4</u>																																						
<u>加入電話(携帯電話から)</u>	<u>5</u>																																						
警察電話	<u>6</u>																																						
駆け付け通報	<u>7</u>																																						
事後聞知	<u>8</u>																																						
その他	9																																						
覚知方法区分	覚知方法番号																																						
火災報知機	1																																						
火災報知専用電話	2																																						
加入電話	3																																						
警察電話	4																																						
望楼	5																																						
駆け付け通報	6																																						
事後聞知	7																																						
その他	9																																						
<p>(48) 業態（火元の業態） 【別表 2 業態別分類表の改正】</p>	<p>(48) 業態（火元の業態） 【別表 2 業態別分類表】</p>																																						
<p>(50) 防火対象物等の区分 ア 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 条）別表第 1 に掲げる対象物を次の区分番号により記入する。</p>	<p>(50) 防火対象物等（車両）の区分 ア 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 条）別表第 1 に掲げる対象物を次の区分番号により記入する。</p>																																						

防火対象物の区分	防火対象物の指定区分番号
(1) イ	1 1
(1) ロ	1 2
(2) イ	1 3
(2) ロ	1 4
<u>(2) ハ</u>	<u>4 9</u>
(3) イ	1 5
以下省略	

防火対象物の区分	防火対象物の指定区分番号
(1) イ	1 1
(1) ロ	1 2
(2) イ	1 3
(2) ロ	1 4
(3) イ	1 5
以下省略	

イ 車両火災の区分

車両火災の場合、次のとおり区分し、次表により記入する。

(ア) 鉄道車両

〔例示〕普通鉄道、地下鉄、モノレール、案内軌条式鉄道、ケーブルカー、ロープウェイ、トロリーバス

(イ) 貨物車

自動車登録規則及び道路運送車両法施行規則に定める自動車登録番号の分類番号の頭文字が1・4・6のものをいう。

(ウ) 乗用車

自動車登録規則及び道路運送車両法施行規則に定める自動車登録番号の分類番号の頭文字が2・3・5・7のものをいう。

(エ) 特殊車

自動車登録規則及び道路運送車両法施行規則に定める自動車登録番号の分類番号の頭文字が0・8・9のものをいう。

(オ) 二輪車

道路運送車両法施行規則に定める二輪自動車に該当するものをいう。

(カ) その他

(ア)～(オ)に該当しないものをいう。

イ 車両火災の区分

車両火災の場合、自動車車両、鉄道車両に区分して次表により記入する。

車両火災の区分	区分番号
自動車車両	6 1
鉄道車両	6 2

〔例示〕普通鉄道、地下鉄、モノレール、案内軌条式鉄道、ケーブルカー、ロープウェイ、トロリーバス

車両火災の区分	区分番号
鉄道車両	6 2
貨物車	<u>6 3</u>
乗用車	<u>6 4</u>
特殊車	<u>6 5</u>
二輪車	<u>6 6</u>
その他	<u>6 7</u>

ウ 船舶火災

船舶火災を次のとおり区分し、次表により記入する。

(ア)客船

客船（13人以上の旅客定員を有する船舶）、貸客船（13人以上の旅客定員を有し、かつ貨物の運送をあわせてする船舶）及び自動車航送船（船舶により自動車並びに人及び物を合わせて運送する船舶）をいう。

(イ)貨物船

貨物船（貨物の運送に従事する船舶）、専用船（特定の種類の貨物の運送に適した構造を有する船舶）及び油送船（油類の運送に従事する船舶）をいう

(ウ)漁船

漁船法に定める船舶をいう。

(エ)プレジャーボート

専らスポーツ又はレクリーションに用いられるヨット、モータボート等の船舶をいう。

(オ)その他

(ア)～(エ)に分類されないものをいう。

船舶火災の区分	区分番号
客船	8 0
貨物船	8 1
漁船	8 2
プレジャーボート	8 3
その他	8 4

(74) 防火対象物定期点検報告制度

防火対象物定期点検報告制度の対象となる防火対象物について、次表により該当数字を記入する。

防火対象物定期点検報告対象物区分	区分番号
点検報告対象	1
点検報告対象外	2

(74) 適マーク

防火基準適合表示制度に基づく表示対象物について、次表により番号を記入する。ただし、該当しない場合は空欄とする。

表示対象物区分	区分番号
適マーク交付あり	1
適マーク交付なし	2